

岩手県小規模小口資金利子補給補助金交付要綱

釜石市告示第 106 4 号

平成 19 年 9 月 21 日

(目的)

第 1 この要綱は、岩手県小口事業資金貸付要綱（平成 19 年 9 月 20 日岩手県商工労働観光部長決裁。以下「県要綱」という。）に基づき、釜石市に居住する中小企業者が貸付を受けた岩手県小規模小口資金（以下「事業資金」という。）に対する利子の一部を市が金融機関に対し補給することにより、中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。

(利子補給の対象及び利子補給率)

第 2 第 1 の利子補給は、釜石市内に店舗又は事業所を有する中小企業者が貸付を受けた事業資金に対する利子の一部を市が金融機関に対し行うものとし、利子補給率は年 0.3 パーセントとする。

2 債務者が県要綱第 3 第 3 項に規定する貸付期間を延長した場合の延長期間の利子補給及び債務の履行を遅延した場合の延滞期間に係る利子補給は行わないものとする。

(利子補給の方法)

第 3 第 1 の利子補給は、市と金融機関との間に締結する補給契約によって行うものとする。

(利子補給補助金の額)

第 4 利子補給補助金の額は、毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間（以下「上半期」という。）及び 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間（以下「下半期」という。）における融資金につき、債務者の約定日償還による未償還残高に第 2 第 1 項に規定する利子補給率を乗じて得た額の合算額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(利子補給補助金の承認申請)

第 5 利子補給補助金の承認を受けようとする金融機関は、当該事業資金について、あらかじめ岩手県小規模小口資金利子補給補助金承認申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(利子補給補助金の承認)

第 6 市長は、申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付について利子補給をすることが適当と認めるときは、岩手県小規模小口資金利子補給補助金承認書（様式第 2 号）により、利子補給補助金の承認を行うものとする。

(利子補給補助金の請求)

第 7 金融機関は、岩手県小規模小口資金利子補給補助金交付請求書（様式第 3 号。以下「請求書」という。）に利子補給金計算書を添えて、上半期に係る利子補給補助金については、10 月 30 日までに、下半期に係る利子補給補助金については、4 月 30 日までに市長に提出しなければならない。

(利子補給の打ち切り等)

第8 市長は、貸付けを受けた者又は金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、金融機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(報告の徴収等)

第9 市長は、必要があると認めるときは、金融機関に対し利子補給に係る融資金に関し報告を求め、又はその職員をして当該融資に係る帳簿、書類等を調査させることができるものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

様式第1号(第5関係)

年 月 日

釜石市長あて

金融機関名

岩手県小規模小口資金利子補給補助金承認申請書

岩手県小規模小口資金について、利子補給補助金を受けたいので次のとおり申請します。

貸付の 相手方	貸付額	貸付 年月日	据置 期間	最終償還 期日	利子 補給率	利子補給 期間	摘要

添付書類 金銭貸借契約書の写し（それに類する書類の写しでも可）

年度別利子補給額調書（様式適宜）

様式第3号(第7関係)

年 月 日

釜石市長あて

金融機関
住 所
名 称
代表者氏名

岩手県小規模小口資金利子補給補助金交付請求書

岩手県小規模小口資金利子補給補助金の交付を受けたいので、別紙利子補給補助金計算書を添えて下記のとおり請求いたします。

記

利子補給補助金請求額 円

備考

利子補給補助金計算書については、各金融機関所定の様式とするが「貸付相手方」「貸付金額」「貸付期間」「日数」「利子補給率」「利子補給補助金額」等を明記しているものとする。